

# 文教委員会資料

## 陳情審査

### 陳情第 125 号「道路遊びの危険性の周知徹底を求める陳情」

資料 1 「休業中における児童生徒指導について」 11月29日発出

資料 2 児童生徒等の交通事故の防止について（文体保第 226号）

平成30年12月7日  
教育委員会事務局

川崎市立学校長 様

教 育 次 長

**冬季休業中における児童生徒指導について（通知）**

冬季休業の時期は、一年間の生活や学習を振り返るとともに、希望に満ちた新しい年への準備をし、また、年末年始の諸行事を通して、家族の一員としての自覚と責任を育むことができるなど、児童生徒にとって様々な体験や学びを行える大変良い機会となります。

しかしながら、中には事件や事故にまきこまれたり、生活の乱れから、問題行動を起こしたりする場合も見られます。また、冬季休業後に、不登校に陥ったり、学業に気持ちが向かなくなったり、進路決定等に際して様々な不安を抱くこともあります。

各学校におかれましては、冬季休業に際し、児童生徒一人ひとりが豊かな心を持ち、安心・安全な生活が有意義に送れますよう、あらゆる機会を通じて指導に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**1 生命・人権の尊重についての指導の徹底について**

いじめや暴力等で他人を傷つけたり、生命や人権を軽視したりするようなことがないよう、生命の尊さや生きることの意義等について、あらゆる機会を通して指導に努めてください。指導にあたっては、全教職員で研修などを実施し、いじめや暴力等の未然防止、体罰の根絶やセクハラの防止を図るとともに、児童生徒一人ひとりに対して、人権尊重の精神に立ったきめ細かな指導や支援の工夫に努めてください。また、休業中における相談窓口を周知したり、家庭訪問をしたりするなどして、休業中でも児童生徒の悩みや不安に対応できるような教育相談体制の充実を図ってください。

**2 野宿生活者への対応について**

野宿生活者への投石等の暴力行為の報告が届いています。人権尊重教育の視点から、野宿生活者への児童生徒の関わりについては、引き続き十分な指導に努めてください。指導の際には、各学校区内における野宿生活者の状況を把握するとともに、児童生徒の校外での生活実態を踏まえ、適切に指導してください。暴力行為等を把握した場合は、必ず区・教育担当まですみやかに報告してください。

**3 生活全般での対応**

- ① 家事への積極的な協力と家族の一員としての自覚ができるよう指導してください。
- ② 児童生徒が望ましい生活習慣を確立するために、具体的な生活の目標が設定できるように指導してください。
- ③ 浪費を慎んだ計画的な小遣いの使い方や、金銭にかかわるトラブルの未然防止について指導してください。

**4 学習の指導について**

- ① 冬季休業を有効に活用して様々な体験活動に参加したり、個々の状況に応じた学習が自主的、計画的に進めたりすることができるように指導してください。
- ② 休業中の学習の課題や学習方法については、過度の負担とならないように配慮するとともに、児童生徒からの相談にも丁寧に対応してください。

**5 健康面の指導について**

- ① 望ましい生活習慣の確立や積極的な体力づくりに励むなど、健康に関する具体的な行動目標の設定ができるよう指導してください。

- ② 暴飲暴食や夜ふかしによって体調を崩さぬよう、また、ゲーム、インターネット、スマートフォン、テレビ等の利用に際し、自制ができるよう指導してください。
- ③ インフルエンザやノロウイルス等による感染症に対する予防のための健康管理ができるよう指導してください。(手洗い、うがいの励行等)
- ④ 部活動等の練習や各種大会に参加する場合は、児童生徒の健康診断の結果等を踏まえ、事故防止に努めてください。特に、寒中においては、健康観察を綿密に行うとともに、準備運動等を入念に行い、健康管理や事故防止に努めてください。

## 6 安全指導について

- ① 自転車の二人乗りや路上への飛び出し、オートバイ・自動車の無免許運転等の禁止など、ルールを遵守する交通安全指導を徹底してください。平成27年6月1日の道路交通法の改正により、違反を繰り返す自転車の利用者に「自転車運転者講習」が義務づけられました。(子どもでも14歳以上は対象)歩行者の保護や自転車乗車中の携帯電話及びヘッドホン等の使用禁止も含め、安全な自転車の運転及び自転車事故の防止について指導してください。
- ② 道路での遊び等、車の往来のない道路でも住民や宅配業者の車との接触事故が報告されています。道路や駐車場の近く、車の出入りのはげしい場所で遊ぶことは危険であることを知らせ、保護者や地域と連携を図りながら、児童生徒の交通安全に努めてください。
- ③ 心身の健康や生命の尊さなどについて十分に指導を行い、喫煙や飲酒をはじめシンナー、大麻、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の有害性や、市販の睡眠導入剤や風邪薬等を規定量以上に服薬することの危険性、薬品から発生する有毒ガスの危険性等について十分啓発し、事故発生の防止に努めてください。  
また、平成19年7月1日より、神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例が施行されました。児童生徒の喫煙・飲酒の未然の防止について、保護者や事業者の具体的な防止行動が明確に規定されました。児童生徒ならびに保護者への周知に努めてください。
- ④ 危険な行為(火遊び、線路への置石、高圧線近くでの凧揚げ等)の防止に努めてください。

## 7 外出時の事件・事故防止やマナーについて

- ① 知らない車に誘われた場合の同乗拒否や、「子ども110番」等の緊急避難場所等の周知徹底をしてください。また、不測の事態の際には迷わず110番通報するように指導を徹底してください。
- ② 緊急時の関係機関への通報(通報の仕方や内容等)について指導してください。
- ③ 外出時の行き先、帰宅時刻、同行者等の家族への事前連絡及び緊急時の連絡について適切な指導をしてください。
- ④ 公共交通機関や公共施設の利用について、集団で騒ぐ等、一般の方々に迷惑にならないよう適切な指導をしてください。

## 8 問題行動の未然防止について

- ① 問題傾向をもつ児童生徒や不登校または長期欠席傾向のある児童生徒については、休業中も家庭訪問や個別指導等を継続するなど、常にその動向の把握に努め、進級や卒業を迎える時期を見据えて、きめ細やかな指導・支援に努めてください。
- ② 年度末の「学校体制振り返り月間」に向けて、各学校における児童生徒指導体制の見直しと、全教職員が児童生徒指導に対する理解を深め、適切な指導ができるように努めてください。
- ③ 学校間のつながりをきっかけに、集団による暴力事件、傷害事件を起こすことがないように、学校が得た情報を区・教育担当に報告し、学校・関係機関で情報を共有して、未然防止に努めてください。
- ④ いじめは重大な人権侵害であり、最近では、インターネットやスマートフォンを介しての悪質な事案も増加しています。いじめをさせない学校体制の構築や保護者との連携のあり方についての研修を実施するなど、「学校いじめ防止基本方針」で示したいじめ防止対策を確実に実践し、休業中もいじめの早期発見、早期対応に努めてください。
- ⑤ 携帯電話やスマートフォンによるインターネット等のトラブルは依然多数報告されています。特に、SNSを使っただけで、トラブルは後を絶ちません。情報端末の利用に際しては、情報を主体的に判断できる力の育成や、法令遵守はもとより、基本

的なモラル、マナーを指導してください。また、コミュニティサイト等の利用は絶対しないよう、ご指導ください。個人に対する誹謗・中傷や有害サイト等の削除依頼は、川崎市立学校インターネット問題相談窓口(844-3638)にご相談ください。

- ⑥ アルバイトは原則的に禁止されています。児童生徒および保護者に対し周知するよう努めてください。高等学校においては、アルバイトをする場合は、学業を優先すること、目的・仕事の内容・就労時間・場所等を確認するなど、保護者との連携を図ってください。
- ⑦ 万引き(窃盗)、乗り物盗などの犯罪、さらには有害図書、出会い系サイト、ネットカフェ等にかかわる様々なトラブルを未然に防止するよう、家庭・地域・関係諸機関との連携・協力を密にし、地域ぐるみの未然防止体制に寄与するとともに、地域の実態に即した具体的な指導の方策を講じてください。
- ⑧ 児童生徒が家出、無断外泊、深夜徘徊や迷惑行為等をしないよう、児童生徒への指導の徹底はもとより、保護者・地域と連携し、規則正しい生活が送れるよう努めてください。  
また、神奈川県青少年保護育成条例により、保護者は特定の事情がある場合のほかは、児童生徒を深夜(午後11時から午前4時まで)に外出させてはならないことに加えて、条例により、ゲームセンター等への年少者の立ち入りは、16歳未満は午後6時以降禁止されています。(保護者同伴であれば午後6時から午後8時前までは在店可能です。)児童生徒ならびに保護者へ周知するようにしてください。
- ⑨ 児童生徒だけで計画・実施しようとするパーティー・旅行・行楽等についてはその実態把握に努め、家庭との連携を密にする中で適切な指導をしてください。

## 9 その他

- ① 地震等の緊急事態が発生した場合の避難場所や学校との連絡方法等について、事前に児童生徒に十分指導するとともに、家庭に対しても周知・徹底を図ってください。
- ② 事故や災害等の発生の際には、学校が適切な対応を行えるようあらかじめ救急体制及び緊急支援体制を確立しておいてください。
- ③ 地域の情報を収集する中で、児童生徒の生活範囲内にある危険箇所を把握するとともに、事故や犯罪被害の未然防止のための適切な行動の仕方や、SOSの出し方等の指導に努めてください。
- ④ 校内の個人情報については、休業前に管理状態や管理方法を全職員で再確認し、漏えい、紛失などがないようにしてください。また、児童生徒ならびに家庭に対しても、個人にかかわる情報(住所・電話番号等)の問い合わせには応じないなど個人情報の管理には十分注意するよう促してください。
- ⑤ 児童生徒が困ったときに悩みを相談できる「24時間子供SOS電話相談」(522-3293)とともに、「24時間子供SOSダイヤル」(文部科学省 0120-0-78310)、児童相談所全国共通ダイヤル(189「いちはやく」)の周知に努めてください。
- ⑥ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が緊急に生じるおそれがあると判断した場合等には、学校連携制度の活用も含め、迅速かつ適切にご対応をいただくとともに、必ず区・教育担当に報告してください。

※以上の内容につきましては、校種によって指導が異なることが考えられます。この通知をもとに各学校に即したものを作成し、児童生徒及び保護者へ周知・徹底を図るよう努めてください。

この件についての問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育部指導課 吉澤 晋 電話 200-3247

文体保第二二六号  
昭和四一年一月二三日  
各都道府県教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学長あて  
文部省体育局長通達

### 児童生徒等の交通事故の防止について

最近の交通事情の悪化に応じ、昭和四一年一月二三日付け文体保第二二五号をもって「交通事故の防止について」文部事務次官名で通達されましたが、同通達に示された各種の措置とともに学校における交通安全教育のいつそうの徹底をはかることが緊要と考えられます。

については、現在文部省において編集中の「交通安全指導の手びき」骨子(参考案)をとりあえず送付しますので、これを参考としてさらに徹底した交通安全教育を行なうようご指導願います。

なお、交通安全教育は、昭和四一年六月三日付け文体保一七六号文部事務次官通達「交通事故の防止について」において示したとおり、各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等学校における教育活動の全体を通じて行なうこととなつています。この手びきは、これをさらに具体的に示す目的をもって編集されている指導資料であり、現在の交通事故の原因等について理解させ、児童生徒等の安全を確保するために必要な習慣、態度、能力を養うとともに、中学校においては、義務教育の最終段階として、将来の自動車の運転者としての心構え等について基本的事項を示すことをねらいとしたものであり、全国のすべての小学校および中学校等における交通安全教育の指針となることを期しているものであります。「交通安全指導の手びき」は来年三月頃完成し、趣旨の徹底をはかる予定であります。

### 別紙

「交通安全指導の手びき」骨子(参考案)

小学校

〔低学年〕

#### 1 具体的目標

- (1) 身近な生活における簡単な交通のきまりを理解させ、安全に登下校できる習慣、態度、能力を養う。
- (2) 交通のいろいろな危険について気付かせ、安全な行動ができる態度、能力を養う。
- (3) 交通安全のためにつくしている身近な人びとの仕事を知らせ、みんなで安全な生活をしようと努力していることに気付かせる。

#### 2 内容

##### A 習慣化を図る基本的な指導事項

(歩行)

- (1) 道路の右側を歩くようになる。
  - (2) 歩道と車道の区別のある道では、歩道を歩くようになる。
  - (3) 登下校には、きめられた通学路をいつも通る。
  - (4) 正しい歩行をするようになる。
- ア 歩きよいはきもので、適当な歩調で歩く。
- イ おおぜい横に並んで歩かない。
- ウ いろいろな障害物に注意して歩く。
- (5) 雨、風、雪のひどい日には、ひとり歩きをしないようになる。
  - (6) 雨、風、雪の日の通学には、歩きよい身なりをして歩くようになる。

(道路の横断)

交通整理の行なわれていない場合

- (1) 近くに横断歩道がある場合には、横断歩道をわたるようになる。
- (2) 横断するときには、右左の安全を確かめてからわたるようになる。  
ア いきなりとび出さないで、右左をよく確かめ、手をあげて合図をしてからわたる。  
イ 右側をみながらわたりはじめ、道路のなかほどから左側をみてわたる。  
ウ 道路を直角にわたる。  
エ 車のかげから走り出る車に気をつけてわたる。  
オ 急にかけ出したり、とまったりしないでいそぎ足でわたる。  
カ 車の直前直後の横断はしない。

交通整理の行なわれている場合

- (1) 横断するときは、安全を確かめてわたるようになる。  
ア 横断するために必要な信号をみてわたる。  
イ 青信号になつても、右左をみてわたる。  
ウ すでに青信号になっているときには、わたる途中で信号が変わることがあるので、次の青信号を待つてわたる。  
エ 左折車、右折車のある場合には、手をあげて合図をし、停車したのを確かめてからわたる。

(踏切)

- (1) 踏切をわたるときには、手前でいつたんとまり、右左の安全を確かめてわたるようになる。
- (2) 警報機がなつていたり、しや断機がおりかけているときには、わたらないようになる。
- (3) 踏切では、しや断機がおりていても、一歩さがり右側端で待つようになる。
- (4) 電車や汽車が通りすぎてもすぐとび出さないで、安全を確かめてわたるようになる。(すれちがう電車。)

(自転車)

- (1) 自転車の乗り降りは、左側からするようになる。
- (2) 自転車に乗っているときには、道路の左側端を通るようになる。

(乗り物の利用)

- (1) 車が完全にとまってから、乗り降りするようになる。
- (2) 降りる人がすんでから、順番に乗るようになる。
- (3) 車の窓から顔や手を出したり、物を投げたりしないようになる。
- (4) 駅のホームでは、白線の内側に並んで順序よく待つようになる。

(集団歩行)

- (1) 横にひろがらないで隊列をくんで歩くようになる。
- (2) 列の前後の間をあけ、かけ出さないようになる。
- (3) 道路を横断するときには、距離や間隔をつめて、リーダーの合図でわたるようになる。

B 知的理解や判断をとおして実践意欲を高める指導事項

(歩行)

- (1) せまい道ではとくに車に注意し、早めにさけることを知らせる。
- (2) 緊急自動車が近づいてきたら、道をあけてさけることを知らせる。
- (3) 安全な歩行のための服装や持ち物などについて知らせる。

(通学路)

- (1) 通学路は、いろいろな安全を確かめてきめられていることを知らせる。

(信号)

- (1) 信号について知らせる。  
ア 赤、青、黄の意味  
イ 信号の変わる順序  
ウ どの信号をみるか  
エ 警察官の手信号

#### (道路の横断)

- (1) いきなり道路にとび出すことは危険であることを知らせる。
- (2) 道路を斜めに横断することは危険であることを知らせる。
- (3) 車のかげから走り出る車が危険であることを知らせる。
- (4) 信号機のある交差点でも、左折、右折してくる車のあることを知らせる。
- (5) 信号をみないで、人の流れについて行動することは危険であることを知らせる。
- (6) 黄色い旗、黄色いハンカチなどの使い方を知らせる。

#### (自転車)

- (1) 自転車の安全な乗り方を知らせる。  
ア きめられた場所で乗ること。  
イ じぐざぐ乗りや、急にとまることなどふざけた乗り方をしないこと  
ウ 急に方向をかえないこと  
エ 片手乗り、三角乗り、ふたり乗りをしないこと  
オ きめられた場所以外では、自転車に乗らないで、押して歩くこと

#### (自動車)

- (1) 自動車は、前やうしろに急に動きだすことがあることを知らせる。
- (2) 自動車は、すぐにはとまらないことを知らせる。
- (3) 雨、雪の日には、自動車がすべりやすいことを知らせる。
- (4) 雨、雪の日には、自動車を運転する人にとっては、歩行者がみえにくくなることを知らせる。

#### (道路での遊び)

- (1) 道路で遊ぶことは危険であり、他人にも迷惑であることを知らせる。
- (2) 駐車場の近くや、車の出入りのはげしい場所で遊ぶことの危険を知らせる。
- (3) しや断機、線路(軌道)にむやみに近づくことは危険であることを知らせる。

#### (道路標識、道路標示)

- (1) 身近かにある簡単な道路標識、道路標示について知らせる。

#### (安全な生活)

- (1) 警察官や交通養護員(みどりのおばさん、きいろのおばさん)などに感謝し、その指示に従うことを知らせる。
- (2) 正しい歩行や乗り物の正しい利用によつて、安全に登下校できることはみんなの安全な生活に関係があることをわからせる。

[中学年]

#### 1 具体的目標

- (1) 基本的な安全行動の意味を理解させ、自主的に行動する習慣、態度、能力を養う。
- (2) いろいろな条件によつて起る危険について知らせ、つねに安全を確認して行動しようとする態度、能力を養う。
- (3) 交通のきまりや、安全施設について理解させ、安全な生活をするために、すすんできまりを守る態度、能力を養う。

#### 2 内容

##### A 習慣化を図る基本的な指導事項

#### (歩行)

- (1) 道路をあるくときは危険なところをさけてとおるようになる。
- (2) 雨、風、雪の日には、とくに足もとの安全を確認して歩くようになる。
- (3) 雨、風、雪の日には、見とおしをつけて歩くようになる。

#### (道路の横断)

交通整理の行なわれていない場合

交通整理の行なわれている場合

#### (踏切)

- (1) 無人踏切や、見とおしの悪い踏切をわたろうとするときには、電車、汽車の警笛や音にも注意し、右左の安全を確かめてわたるようになる。

(自転車)

- (1) 自転車に乗ったときには、道路の左側端を一行になつて通るようになる。
  - (2) 交通ひんぱんな道路では、自転車に乗らないようになる。
  - (3) まがり角(四つ角)では、手前で止まり安全を確かめるようになる。
  - (4) せまい道から、ひろい道または交通ひんぱんな道に出るときには、いったん停止し、安全を確認するようになる。
  - (5) せまい道路で自動車とであつたときは、早めに自転車から降りてさけるようになる。
  - (6) 自転車で右折、左折するときには、必ず徐行するか、いったん停止し、右左の安全を確認してから発進するようになる。
  - (7) 自転車を発進したり、道路の中央部によろうとするときには、必ず後方を見て安全を確認するようになる。
  - (8) 踏切では、自転車から降りて、右左の安全を確認し自転車を押してわたる。
  - (9) 自転車に乗る前には、必ず車のぐあいを調べてから乗るようになる。
- ア タイヤの空気は入っているか  
イ ブレーキはきくか  
ウ チェーンははずれないか  
エ ベルまたはブザーはなるか
- (10) 自転車使用後は、簡単な手入れをするようになる。
  - (11) 自転車は、いつも正しいおき方をするようになる。

(乗り物の利用)

- (1) 自動車、バス、電車から降りようとするときには、後方を見て安全を確かめ、降りるようになる。
- (2) 車内では、安全な乗り方をするようになる。

(集団歩行)

- (1) 集団歩行中でも、ひとりひとりが安全を確認して歩くようになる。

B 知的理解や判断をとおして実践意欲を高める指導事項

(歩行)

- (1) 対面交通の意味を理解させる。
- (2) 雨、風、雪の日などの歩行の危険について理解させる。
- (3) 雨、風、雪の日などには、とくに服装、持ち物などを調べる(点検する)ことが必要であることを知らせる。

(通学路)

- (1) 通学路は、いろいろな安全を確かめて決められていることを理解させる。

(ガードレール、歩道橋、地下道、無人踏切、交通量)

- (2) 集団登下校を行なう理由を理解させる。

(信号)

- (1) 歩行者のための信号機について理解させ、その利用について知らせる。
- (2) 信号一回まちの意味を理解させる。
- (3) 横断の途中で信号が変わった場合の安全な行動について知らせる。

(道路の横断)

- (1) 道路を斜めに横断することの危険について理解させる。
- (2) 横断中に、急にかけ出したり、立ち止つたり、方向を変えたりすることは危険であることを理解させる。

(踏切)

- (1) 踏切の事故と安全なわたり方について理解させる。

(自転車)

- (1) 自転車に乗るときの危険について理解させる。

ア 曲乗り、スピードの出しすぎ、談笑することの危険

- イ 自動車につかまること、自動車を追い越すこと、自動車の直前で停止すること、車とすれちがうこと
- の危険

ウ 歩道、悪い地形、悪い気象状況、夕方以降の乗車の危険

(2) 自転車に乗るときに必要な道路標識について知らせる。

(一時停止、右折、左折、通行止め、徐行、追越し禁止)

(自動車)

(1) 自動車のバックミラー、方向指示器、後退灯について知らせる。

(道路標識、道路標示)

(1) 歩行者として必要な道路標識、道路標示について知らせる。

(安全な生活)

(1) 安全施設の役割とその正しい利用について知らせる。

(2) 交通のきまりを守ることが、みんなの安全な生活に大切であることを考えさせる。

〔高学年〕

## 1 具体的目標

(1) 自転車、自動車、交通安全施設などの機能について理解させ、安全に行動できる習慣、態度、能力を養う。

(2) いろいろな条件の変化によっておこる危険を予測し、安全に行動できる態度、能力を養う。

(3) 交通事故のおそろしさや安全な生活についての認識を深め、すすんで規則を守り、自他の安全をはかろうとする態度、能力を養う。

## 2 内容

### A 習慣化を図る基本的な指導事項

(歩行)

(道路の横断)

交通整理の行なわれていない場合

(1) 夜間には、明るい横断歩道をわたるようになる。

(2) 夜間には、センターライン付近に立ち止まらないようになる。

交通整理の行なわれている場合

(1) 青信号になつてもすぐわたらないで、間に合うかどうかを判断してからわたるようになる。

(踏切)

(自転車)

(1) 交通整理の行なわれていない交差点において直進、右折、左折を正しく行なうようになる。

(2) 交通整理の行なわれている交差点において直進、右折、左折を正しく行なうようになる。

(3) 横断歩道を歩行者が横断しようとしているときは、いつたん停止して歩行者の通行を待つようになる。

(4) 集団乗車のときには、一列になり、前の車との距離を適切にあけてすすむようになる。

(5) 自転車に乗る前には、必ず車の点検をするようになる。

(乗り物の利用)

(集団歩行)

(1) 集団で道路を横断するときには、集団のまとまりを考えてわたるようになる。

### B 知的理解や判断をとおして実践意欲を高める指導事項

(歩行)

(1) 薄暗くなつてから道を歩くときの危険について理解させる(自動車および無灯火の自転車)。

(信号)

(1) 信号機や信号について理解させる。

ア 燈火による合図

イ 点滅による信号

ウ 縦型(人型)、横型の信号機

(道路の横断)

(1) 交通量の多い道路や道はばのひろい道路を横断するときの危険について理解させる。

(自転車)

(1) 自転車に乗るときのきまりや心得について理解させる。

(2) 自転車に乗るときは、人や車のうごき、まわりのようすなどに気をつける必要があることを理解させる。

(自動車)

(1) 自動車の種類、速さ、重さなどによつて、危険の度合(制動距離、衝撃力、内輪差)がちがうことを知らせる。

(道路標識、道路標示)

(1) 基本的な道路標識、道路標示について知らせる。

(安全な生活)

(1) 幼児、盲人などや他の人びとの安全を守ることは大切であることを考えさせる。

(2) 大きな交通事故をとりあげ、交通安全のために国や地方公共団体などが安全施設の設置や改善に努力していることをわからせる。

中学校

## 1 具体的目標

(1) 交通事情の現状や推移を理解させ、交通環境に即応して、自他の安全を図りながら行動する習慣、態度、能力を身につけさせる。

(2) 交通環境のなかで、つねに潜在する危険についての知識を身につけさせ、交通事故の防止に必要な能力を養う。

(3) 交通法規、交通機関、道路施設などについて理解させ、地域社会の安全活動に積極的に協力する態度、能力を養う。

## 2 内容

### A 習慣化を図る基本的な指導事項

(歩行)

(1) 交通の流れ(人の流れや車の流れ)にしたがい、安全な歩行ができるようになるとともに、他の人びとを安全に歩行させることができるようになる。

(道路の横断)

(1) 道路の状態や車の流れなどから判断して、安全に横断できるようになるとともに、他の人びとを安全に横断させるようになる。

(踏切)

(自転車)

(1) 気象状況(雨、風、雪など)に適した運転ができるようになる。

(2) 追い越しを必要とするときには、安全を確認してから追い越すようになる。

(3) やむをえず歩道を通るときには、歩行者その他に注意しながらおして通るようになる。

(4) つねに定期的に点検し、整備の完全な自転車に乗るようになる。

(5) 交通の流れを的確に判断し、流れにしたがい、安全な運転ができるようになる。

(乗り物の利用)

(1) 集団旅行において、乗り物を安全に利用できるようになる。

(2) 乗り物を利用するときは、非常ドア、コックなどの所在を確かめるようになる。

(集団歩行)

(1) 道路の状況に応じて、安全な集団歩行ができるようになる。

(2) ひとりひとりがリーダーとしての知識、技能を身につける。

### B 知的理解や判断をとおして実践意欲を高める指導事項

(歩行)

(1) 交通の流れに順応して、その流れを保ちながら安全に歩行するために必要な知識を理解させる。

(信号)

(1) 特殊な信号について理解させる。

ア 路面電車のための信号(黄色燈火矢印)

イ 車両のための信号(青色燈火矢印)

ウ 発煙筒による合図

エ 工事中の燈火による合図

(自転車)

(1) 交通量の多い道路において自転車を安全に運転するために必要な知識を理解させる。

(2) 自転車の構造、修理について理解させる。

(3) 正しいサイクリングの計画について理解させる。

(4) 自転車の運転に際して守らなければならない交通法規を理解させる。

(自動車)

(1) 自動車(原動機付自転車を含む。)の種類と安全性について理解させる。

ア 自動車の種類

イ 死角

ウ 内輪差

エ 制動距離

オ 衝撃力

カ ヘルメット

キ 安全まくら

(2) 自動車の構造と性能について、簡単に理解させる。

ア ブレーキの種類と性能

イ アクセルの性能、車輪の動き

ウ バックミラーの性能

(3) 自動車の運転免許の意義とその内容の概要について理解させる。

(道路標識、道路標示)

(1) 道路標識、道路標示、安全色と交通安全およびその利用について理解を深める。

(安全な生活)

(1) 「道路交通法」は互譲の精神が土台になっていることを理解させる。

(2) 事故の原因によっては歩行者にも法的責任のあることを理解させる。

(3) 幼児、児童、盲人などを保護する責任のあることを理解させる。

(4) 交通事故の統計、資料を通して安全について理解させる。

ア 原因

イ 時刻

ウ 場所

(5) 交通事故発生時における処置について理解させる。

ア 信号と連絡通報

イ 救急処置

(6) 乗り物を利用する際には、構内や車内の注意事項を守ることを理解させる。

(7) 電車、汽車の事故について理解させる。

ア 電車、汽車の種類と制動距離

イ スピードアップと事故防止対策

(8) 交通事情の改善と安全衛生について理解させる。

ア 排気ガス(交通警察官の酸素吸入)

イ 騒音防止対策

ウ 諸外国の交通事情

エ その他の交通事情

(9) 交通安全の立場から道路の構造、機能について理解させる。

(10) 地域社会における事故防止のあり方について理解させる。

(11) 交通安全運動の意義を理解し、すすんで協力する態度を養う。

備考

1 「A 習慣化を図る基本的な指導事項」については、主として学校行事等で扱い、児童

生徒の身につくまで上級学年においても繰り返し指導すること。

2 「B 知的理解や判断をとおして実践意欲を高める指導事項」については、各教科、道徳および特別教育活動と有機的な関連をはかりつつ、主として学校行事等において扱うこと。

3 幼稚園においては、小学校低学年に示した事項について適宜指導すること。